

第2回宮城県学校防災体制在り方検討会議 次第

日 時：令和2年5月25日（月）

午後4時00分から午後6時00分まで

場 所：行政庁舎4階 特別会議室

1 開 会

2 挨拶

3 出席者紹介

4 議 事

(1) 報 告

①これまでの学校防災に係る宮城県の取組等について（資料1～4）

②学校防災上の論点及び課題の整理について（資料5, 6）

(2) 討 議

これまでの学校防災の検証等について

(3) その他（資料7）

5 その他

6 閉 会

○ 配布資料

次第/出席者名簿/座席表

資料1 学校防災に係る宮城県の取組【整理図】

資料2-1 学校防災に係る宮城県の取組と課題

資料2-2 宮城県教職員計画における防災教育に係る研修一覧【令和元年度実績】

資料3 被災地訪問型研修計画（案）

資料4 地域防災の取組について

資料5 災害に係る裁判例を踏まえた「学校防災」に活かすべき視点・教訓

資料6 学校防災上の論点及び課題の整理

資料7 今後のスケジュール案について

参考資料1 宮城県学校防災体制在り方検討会議設置要綱

参考資料2 第1回宮城県学校防災体制在り方検討会議議事録

参考資料3 石巻市立大川小学校国家賠償等請求事件に係る確定控訴審判決の概要等

参考資料4 自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について
（R1.12.5付け元教参学第31号文部科学省総合教育政策局長通知）

参考資料5 【岡本委員資料】東日本大震災における津波被災訴訟判決の検証的活用
—事故調査と裁判手続の簡易な整理を踏まえて— 岡本 正 著

参考資料6 【岡本委員資料】災害時にトップがなすべきこと

（平成29年4月災害時にトップがなすべきこと協働策定会議）

参考資料7 【岡本委員資料】津波被災訴訟を教訓とした組織のリスクマネジメント 岡本正 著

参考資料8 【増田委員資料】地域と学校が連携した防災体制の整備について

宮城県学校防災体制在り方検討会議委員名簿

(敬称略)

NO	役職等	氏名	備考
1	東北大学災害科学国際研究所 所長	今村文彦	委員長
2	弁護士	岡本正	
3	学校安全教育研究所 代表	戸田芳雄	副委員長
4	多賀城市教育委員会教育長	麻生川 敦	
5	富谷市立成田中学校ささえ隊 コーディネーター	増田 恵美子	
6	名取市立みどり台中学校 校長	平塚 真一郎	

事務局	宮城県総務部 危機管理監	千葉 章	
	宮城県総務部参事兼危機対策課長	相馬 義郎	
	宮城県教育委員会 教育長	伊東 昭代	
	宮城県教育庁 理事兼教育次長	小林 一裕	
	宮城県教育庁 教育監兼教育次長	松本文弘	
	宮城県教育庁 教職員課 課長	時枝 正和	
	宮城県教育庁 義務教育課 課長	千葉 睦子	
	宮城県教育庁 スポーツ健康課 課長 学校安全・防災専門監	鈴木 秀利 伊藤 哲也	

学校防災に係る宮城県取組【整理図】

：令和2年度からの取組（新規）

対 象	基礎的な防災知識の習得・意識付け	様々な状況での判断力の育成	命を守る行動力の育成
学	防災意識の内面化・災害への対応力向上 H25～27 校種ごとの防災教育副読本の発行 【No.1】		次世代の地域防災活動の担い手育成 H29～防災ジュニアリーダー養成研修会(県内の高校生を対象) 【No.4】
	震災を経験していない児童に向けて防災意識の向上 H29 まんがで伝える防災教育事業での児童本の発行 【No.1】		青少年に対する防災教育の充実, 地域防災力基盤コミュニティの醸成 H24～防災キャンプ推進事業 (市町村補助事業) 【No.5】
	副読本を活用した防災教育モデルの開発 H26～29	防災教育推進協力校事業 (小・中・高・特を2年間指定)	【No.2】
	実践的な安全教育モデルの開発 H24～ 学校安全総合支援事業 (文科省委託事業 市町村再委託: H24～石巻, H27～29 柴田, H28 大崎)		【No.3】
	災害時に役立つ防災スキルの育成 H23～自然の家における防災教育プログラム・出前講座 127件		【No.6】
	防災意識の内面化・災害への対応力向上 H24 みやぎ学校安全基本指針・学校防災マニュアル作成ガイド作成	【No.7】	実践的な避難訓練の実施と強化 R1～避難訓練指導パッケージ (東北大学との共同研究) 【No.12】
	東日本大震災等の学校再開のノウハウ蓄積 H30 学校再開ハンドブックの作成	【No.7】	地域防災力を推進する指導者育成 H28～防災指導者研修会 (自然の家) ※中堅教諭等資質向上研修対象
学校安全3領域の指導法及び指導力の向上 H21～学校安全指導者研修会 (各学校・園の安全担当者対象)	【No.8】	各校の防災体制の強化・防災教育の推進 H24～防災主任の配置・研修	
児童生徒の命を最優先とする意識の伝承と醸成, 知識・技能の習得 R2～被災地訪問型研修事業 (新任校長)	【No.10】	地域と連携した安全教育の強化 (県防災指導員資格取得 338名) H24～安全担当主幹教諭の配置・研修	
学校・地域・研究機関による安全教育の協議 H27～未来へつなぐ学校と地域の安全フォーラム	【No.11】	防災の専門知識習得と実践的対応力の養成, 被災地における教育復興の支援 R1 災害時学校支援チームみやぎを設置	
学校防災に関する各関係機関の先進的な取組を各学校の普及 H24～「ぼうさい福袋」の発行	【No.15】		
安全教育・安全体制の整備・進捗状況の把握		H23～学校安全に関する実態調査	【No.16】
地 域	地域と学校の連携した安全教育の実施・推進 H25～安全教育総合推進ネットワーク会議の開催 (圏域別含む)	【No.17】	【再掲】 防災キャンプ推進事業
	【再掲】 未来へつなぐ学校と地域の安全フォーラム	【No.11】	【No.5】
	【再掲】 防災教育推進協力校事業	【No.2】	

対象	NO	事業名	ねらい	成果・課題		
				基礎的な防災知識の習得	様々な状況での判断力の育成	命を守る行動力の育成
児童生徒	4	防災ジュニアリーダー養成事業 ・4年間で、県内全ての高等学校を対象に養成。 ・受講者は一定の手続きを行い、宮城県防災指導員の認定が可能。	将来の宮城を支え、自主防災組織等における次世代のリーダーなど将来の地域防災活動の担い手となる高校生を「みやぎ防災ジュニアリーダー」として養成し、県内全体の地域防災力の一層の向上を図る。		○語り部活動への参加 多賀城高校の生徒が「まち歩き～多賀城津波伝承～」を行っているほか、気仙沼向洋高校の生徒も「気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館」にて語り部活動を行っている。	○受講者の中から、県防災指導員の申請が徐々に行われている。 ●受講により、各高校で地域との関わりをもった防災活動を一層展開していく必要がある。 【参考】 令和元年度調査より ・高校における地域住民との合同防災訓練：20.5% (13.8%) ・高校における市町村総合防災訓練参加：21.8% (17.5%)
	5	防災キャンプ推進事業 (生涯学習課主催) ・平成24年度から県立自然の家及び市町村が主催となって実施している。	地域・学校・行政が連携した体験型防災教育プログラムの開発と普及啓発を通し、青少年に対する防災教育の充実と地域防災力の基盤となるコミュニティの醸成を図る。		○令和元年度まで14市町で災害時に避難所となる学校や公民館を体験の場として実施している。 ○地域・学校・行政が協力して行うことのきっかけ作りにつながっている。	○各市町では、児童生徒のほか、保護者や関係機関の参加し、地域の災害特性を踏まえた体験型プログラムを実施している。
	6	県立自然の家における防災教育プログラム・出前講座 (生涯学習課主催) ・震災直後の平成23年度に松島自然の家で始まり、その後各自然の家で学校等に出前により実施している。	各地域で想定される災害や被災時の対応等の理解を進めるため、学校等を避難所とした生活体験などの防災教育プログラムの実践により、防災教育の視点に立った青少年の体験活動を推進する。	○各自然の家では、提供プログラムを準備しており、また、松島自然の家では、平成29年に野外活動フィールドが完成し、防災教育の活動を充実させている。 ○令和2年度から各自然の家において、防災教育を推進する担当者を位置付けた。	○3つの県立自然の家による防災教育プログラム・出前講座は、各学校での防災教育のほか、PTA行事、公民館主催の防災学習、子供会等で実施しており、令和元年度までの実績は127件、延べ参加者人数13,742人となっている。	○同左
教職員等	7	みやぎ学校安全基本指針及び学校防災マニュアル作成ガイド、学校再開ハンドブックの作成	東日本大震災の教訓を後世に伝えるとともに、学校において計画的・継続的な防災教育を行い、児童生徒の内面化を図る。また、防災管理の面では防災マニュアル作成ガイドや学校再開ハンドブックを活用し、各校で自校化を図る。	○各学校におけるマニュアルの整備が進んでいる。 【参考】 令和元年度調査より ・地域の災害特性を考慮したマニュアル100%整備。 ・マニュアルの見直しは100%実施 ●近年、弾道ミサイル発射に伴うJアラートの発信など、新たな危機事象が発生しているため、その対応を通知等により随時、各学校に知らせる必要がある。	○情報収集体制の整備、複数の避難場所の設定、津波想定訓練の実施が100%である。 ●管理職が不在の時の指揮系統もほぼ整備されているが、一方で、訓練でマニュアルの実効性を検証する必要がある。 ●停電想定訓練を39.0%実施(R1) ●風水害に備えたマニュアル等が一部の学校で整備されていない。	

対象	NO	事業名	ねらい	成果・課題		
				基礎的な防災知識の習得	様々な状況での判断力の育成	命を守る行動力の育成
教員	8	学校安全教育指導者研修会 ・平成21年度から実施 ・平成27年度からは領域を1つに絞って開催	安全教育(災害安全, 生活安全, 交通安全)について, 効果的な指導法の推進及び指導力の向上を図り, 各校の安全教育の充実に資する。	○今年度は災害安全領域で避難訓練の強化をテーマとして研修及び演習を実施する予定。	●受講者が, 各学校での伝達講習を行い, 各学校園の教職員のスキル向上や安全体制の構築に生かすことが大切であることから, 今後も働きかけを行う必要がある。	
	9	安全担当主幹教諭及び防災主任の配置 平成24年4月 ・令和元年度は安全担当主幹教諭として78名が各地域の拠点校に配属された。(令和2年度も同じく78名)	安全担当主幹教諭を配置した学校を地域の安全教育の拠点校とし, また, 全ての公立小学校・中学校・高等学校に防災主任を校務分掌として位置付け, 学校安全計画及び防災教育全体計画に基づいた安全教育や地域と連携した取組の充実に資する。	●震災から9年が経過して, 震災の教訓が風化していく懸念があり, 震災を経験した教職員が退職していく。 ●教職員の人事異動や世代交代がある中, 日頃の安全教育や安全管理, 危機発生時における自身の役割の理解を継続的に定着させる必要がある。	○各校に配置された防災主任に対する計画的な研修を通じ, マニュアル等の学校防災体制の整備や児童生徒への防災教育の実施が進んだ。 ○安全担当主幹教諭が企画立案した防災主任研修会を教育事務所単位で毎年実施しており, 各地域の特性による課題を解決できるような研修内容を提供している。 【参考】 令和元年度調査より ・安全担当主幹教諭が, 地域内の防災主任等との連絡会議の実施→96%	●避難訓練やマニュアルの点検を学校関係者だけでなく関係機関や各市町村の防災部局と連携して行う必要がある(避難訓練パッケージの活用や地域学校安全連絡協議会でのマニュアル点検の実施など)。 ●防災マニュアルの確認や点検を地域の行政区長と行っている学校が16.4%と低い。関係機関の専門家として消防が34.2%となっている。市町村防災部局との関わりが少ない。
	10	被災地訪問型研修(教職員課主催) 【新規事業】 ・対象: 新任校長(約100名) ※令和2年度から予定	新任の校長が被災地を実際に訪問することにより, 東日本大震災当時の状況を深く理解し, 子供の命を守る「宮城県の教職員」としての意識を伝承及び醸成するとともに, 防災に関する知識や技能を習得する。	○令和2年度の実施により課題を洗い出す。 ○期待される効果 ①校長としての責任を果たす覚悟や気構えをもつ ②学校防災体制の再構築を最優先とする ③チームとして取り組み, 地域と連携・協力する	○同左	
	11	未来へつなぐ学校と地域の安全フォーラム ・平成30年度からは, 生涯学習課主催事業と一本化し, 国連防災世界会議の仙台宣言の具現化に向けて, 東北大学災害科学国際研究所と連携して開催している。	総合的な学校安全への取組について評価し, その成果や課題を広く発信するとともに, 安全教育における課題や悩みを, 研究者や地域の関係者で協議し, 情報発信と合わせ今後の宮城の学校安全をさらに発展させる機会とする。	○事後のアンケートでは, 「とても有益」「有益」と回答した割合が92.6%となっている。 【参考】 参加者の感想より ・地域とのつながりや連携は立ち上げ時に苦労すると思うが, そのつながりや連携を継続するのがさらに大変だと思う。継続するために「安全」の大切さを学校と地域で共有することが重要だと改めて感じた。 ・子供の命を守るという柱を持てば防災教育はやれる, できると思った。無理, 忙しいは災害時に子供を守れるか自身に問いただしながら学校に戻ってやっていきたい。	●地域・各学校との連携や組織づくりに難しさを感じている教職員の意見が多く見られた。(参加者の感想より)	

対象	NO	事業名	ねらい	成果・課題		
				基礎的な防災知識の習得	様々な状況での判断力の育成	命を守る行動力の育成
教	12	避難訓練指導パッケージ ・東北大学災害科学国際研究所と連携して作成中である。 ①避難訓練チェックリスト（夏まで試行） ②手引き（Q&A）→今年度予定 ③避難訓練（地震・津波）動画→今秋予定	避難誘導の方法や発災直後の心のケア等、児童生徒の命を守り抜く「意識」と「スキル」を獲得していくことが必要であることから、安全担当主幹教諭等が使用する「避難訓練指導パッケージ」を作成し、避難訓練の充実・強化を図る。		○令和2年度の試行により課題を洗い出していく。 ○成果物が完成した際には、安全担当主幹教諭が各学校の避難訓練に係る指導訪問で活用する。また、要望があれば県外の自治体にも提供する。（現在高知県でも試行を依頼中） ○各学校の避難訓練に地域住民や保護者も恒常的に参画し、多角的な視点から評価することにより、避難訓練をより実効性の高いものとする。	○同左
	13	防災指導者研修会（生涯学習課主催） ・H28年度から松島自然の家で防災キャンプ指導者研修会として実施。 ・中堅教諭等資質向上研修の対象。	災害時における地域の担い手を育成する指導者としてのスキルを身につけ、地域防災の推進について学ぶ。		○令和元年度からは名称を変更して実施し、教員や防災士ら18人が参加。震災当時、南三陸町戸倉小の教頭だった佐々木啓悦氏が講演。 ○防災主任の研修等でも活用できるよう、令和3年度の宿泊棟の完成に合わせ、プログラムの充実を図る。	○体験プログラムでは、ポリ袋を活用したコメの炊き方や、スープの作り方などを実践。 【参考】 令和元年度感想より ・プログラムは楽しく、且つ役に立つ知識を同時に学べた。 ・日常の教育が防災に繋がると感じた。先生方に啓発したい。
員	14	災害時学校支援チームみやぎ ・令和元年度養成研修を実施（意欲ある教職員を対象とした研修） ・3回の養成研修会を修了した28名を派遣候補者リストに掲載。	大規模災害発生時における被災地の学校再開支援を担う「学校再開支援チームみやぎ」の派遣及び構成員の強化に向けて、研修を行う。		○東日本大震災時の経験が次の世代にしっかりと受け継がれるよう、また、専門性の高さを身に付けさせるため、研修の内容を充実させた。 ●受講者の取り組み姿勢は意欲的であるが、実際の派遣については、不安を抱えているため、派遣者を支える体制の構築が必要である。	○台風19号で被害の大きかった丸森地区の支援に数名のメンバーが入った。 ●リストに掲載されたメンバーの更なる専門性の向上に向けた取組が必要である。
等	15	ぼうさい福袋の発行 ・平成30年度から発行を開始し、年4回発行している。	県内の学校防災の充実に向けて、各学校の防災教育や職員研修で活用できる防災に係る関係機関からの最新情報を提供する。	●「ぼうさい福袋」に関しては、一方的な情報提供となっている。このことから、問い合わせや各学校からの意見等を収集できるシステムを構築していく。	○一部の学校において、この情報をもとに国土地理院に講師を依頼し、全校生徒対象の講演会を実施した。また、紹介された学校の取組がきっかけとなり、自校の学校防災を見直したという事例もあった。	

対象	NO	事業名	ねらい	成果・課題		
				基礎的な防災知識の習得	様々な状況での判断力の育成	命を守る行動力の育成
教職員等	16	学校安全に関する実態調査 ・公立の幼稚園，認定こども園，小・中学校，義務教育学校，高等学校，特別支援学校を対象に実施。 ・平成24年度から調査を実施。当初は，防災教育を中心とした調査であったが，平成28年度から安全3領域に内容を拡充して実施している。	「みやぎ学校安全基本指針」に基づいた安全教育及び安全体制の整備・進捗状況を把握するため，災害安全，生活安全，交通安全の三領域について，実態調査を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ●一部の地域において，専門家を講師に招き，地形図の見方から地域の災害特性を知るための研修を行っているが，このような取組の普及が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●概ね高い数値は維持しているものの，震災から9年が経過し，校種や質問項目によって数値の減少が一部見られた。また，副読本の活用や地域と連携した避難訓練の実施等，質の高い防災教育を維持していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災の被災県として，震災遺構を活用した研修や避難訓練の強化等，実践力を高める演習を企画・運営していくことで風化に歯止めをかけ，教職員の防災意識とスキルの向上を目指す必要がある。
地域	17	安全教育総合推進ネットワーク会議 県：4月下旬 圏域：6月～7月	防災教育を中心とした安全教育の推進が図られるよう，取組上の課題や方策等について協議・検討し，学校と地域の連携した取組が円滑に実施できるよう関係機関相互の情報共有を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○圏域の会議では学校防災に係る地域の関係機関が集い，つながりを強化する場となっていることから，この会議が有益であったと回答した参加者が全体の9割を超えた。 ●各学校の地域連携を図るための会議の設置率は95.1%であるが，自治会の参加が全体の51.3%，自治体防災部局の40.5%と地域と十分に情報共有ができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●県のネットワーク会議で検討された内容が圏域毎の会議を通じて，それぞれの市町村に浸透していくという現在のシステムは合理的であるが，最終的に各学校へしっかりと伝わっているのかについて，確認する必要がある。 ●圏域別に実施するネットワーク会議について，市町村単位での開催の方が良いとの声が寄せられた。 	

指定研修

初任者研修（1年目）
 対象：小・中・高・特・養・栄・実・奇
 目的：新任教職員として実践的指導力とともに、使命感を養う。
 内容：講話「東日本大震災で何があったか」
 講義「防災教育の観点から教員に求められるもの」
 協議「防災教育の実際」
 備考：防災教育について、昨年度は40分だったが、講義時間を今年度は1日に拡大して実施。

1 東日本大震災 ⑦
震災から見た学校防災の課題
 ○不測の事態を想定した危機管理体制の未整備
 ○事前の備えの不十分さ
 ○マニュアルにとらわれない状況判断の重要性

「8つ」の教訓

- 1 防災に対する日頃の教職員の共通理解・共通実践を固める
- 2 これまでの避難訓練の見直しをする
- 3 避難場所（二次・三次）の設定・避難経路の確認をする
- 4 状況に応じた安否確認マニュアルの設定
- 5 保護者と引き渡しルールを事前に確認
- 6 市町村部局と連携した、避難所マニュアルの整備及び避難所運営
- 7 登下校中及び在宅時の避難対応の指導
- 8 学校を中心とした専門家による心のケア

みやぎ学校安全基本指針P19～23

初任者研修（2年目）
 対象：小・中・特（小学部・中学部）／高・特（高等部）
 目的：教育公務員特例法第23条に基づき、幅広い知見を身に付ける。
 内容：講義「学校における安全教育」（40分）
 備考：昨年度は小・中・高合同だったが、今年度は小中と高校を分けて実施。

5 風化を防ぐ ⑨
新任職員に望むこと

- 1 校内組織の一員として学校安全に積極的に携わる
 - ・学校安全に係る校内会議への参加を
 - ・安全の3領域の視点から施設点検、管理を
 - ・非常持ち出し品、備品・備蓄品の確認を
- 2 児童・生徒の安全・安心のために
 - ・先生方に見えない児童生徒の行動と声のキャッチを
 - ・事故、災害発生時の情報収集に全力を
 - ・事後対応の窓口として丁寧な言動を

実習助手・寄宿舎指導員研修（5年目、中堅）
 対象：実習助手、寄宿舎指導員
 目的：校外学習における防災教育の幅広い知見を身に付ける。
 内容：講義「防災教育について」
 演習「防災教育の実践について」
 備考：実習助手や寄宿舎指導員特有の防災教育に関する内容を実施。

2 安全教育と防災教育 ③
学校安全

みやぎ学校安全基本指針P27

各教科
 総合的な学習の時間
 総合的な探求の時間
 特別活動
 日常の学校生活での指導や個別指導

安全管理
 対人管理
 対物管理
 対環境管理

安全教育
 組織活動
 安全管理

心身の安全管理
 生活や行動の安全管理
 学校環境の安全管理

教職員の組織、協力体制の確立
 家庭との連携
 地域の関係機関・団体との連携及び学校間の連携
 学校安全委員会

中堅教諭等資質向上研修
 対象：小・中・高
 目的：教育公務員特例法第24条に基づき中堅教諭として学校を支える質の高い指導力と実践力を養う。
 内容：講義「中堅教諭に期待される防災教育」
 備考：防災教育について、昨年度30分だった講義時間を60分に拡大して実施。

7 学校の防災力を高める ⑥
職員の防災意識を高める【防災担当を育てる】

- 強弱をつけさせる
 - ・文系な防災だけでもダメ。理系な部分も適宜含める。
 - ・ドラマティックに、視覚にうたえる。
- 「熱」を伝えさせる
 - ・必死な「汗」が、職員を心動かす。
 - ・被災が想定される学校の防災リーダーとして。
- チームで動かす
 - ・一人でできるほど「軽くない」「甘くない」。
 - ・3人で動く。ムーブメントが起きる。

新任教頭研修会
 対象：小・中・高・特の新任1年目の教頭
 目的：安全管理の基本について理解を深め、教頭としての資質と職務遂行能力の向上を図る。
 内容：「学校安全と防災」（60分）
 備考：今年度は全校種に拡大して実施。

職能研修

安全担当主幹教諭研修会（78名）3回に分けて開催
 目的：安全担当主幹教諭が設置されている意義やその役割について理解し、地域別の防災主任研修会の企画立案等を通じ、地域の安全教育を推進するために必要な資質と能力の向上を図る。
 内容：1回目
 講話：新任向け「新任安全担当主幹教諭に期待すること」
 新任以外「みやぎの学校安全における現状と課題」
 講義演習「復興防災マップを活用した防災教育の進め方」
 2回目
 講話「震災の語り部から」
 講義演習「(仮) 逃げ地図を活用した防災教育の進め方」
 3回目
 研究協議「学校安全教育に関する地域別の取組と諸課題」
 講義演習「(仮) 生活安全に関する今日的課題」
 備考：上記の3日間すべての研修において、地域別の防災主任研修会における内容の企画・立案を行い、当日は運営を担当

3 学校防災に係るみやぎの取組 ⑤
安全担当主幹教諭の主な役割

- ① 拠点校としての役割
 - ・学校と地域の連携体制整備
 - ・防災主任の支援
 - ・相談や情報提供
 - ・教員研修への協力
- ② 地域・関係機関との連携
 - ・関係団体、防災担当部局等の連絡調整
 - ※上記を3領域【災害安全、交通安全、生活安全】に拡大
- ③ いじめ・不登校・心のケアに係る地域連携に関する業務
 - ・地域内担当者連絡会議等の開催
 - ・関係機関（保健福祉、警察等）との連携体制の構築

防災主任研修会 新任者と2年目でそれぞれ1日開催
 目的：防災教育の推進や学校防災機能の整備に中心的な役割を担う防災主任に対して、地域防災推進コーディネーターとしての資質と能力を養う。
 内容：新任者対象：講話「これからの防災教育の必要なこと」
 講話「新任防災主任に期待すること」
 講義演習「防災主任としての基礎知識」
 二年目対象：講義演習「気象災害の特徴と減災に向けた取組」
 研究協議「防災教育の取組と課題」他実践発表

7 学校の防災力を高める ①
職員の防災意識を高める【設定場面】

○ 時期 2019年4月(年間3回行う研修会の1回目)
 ○ 対象 新たに着任した教職員

- ・22歳男 講師(新卒)
- ・50歳男 教頭(義務教育課から)
- ・45歳男 教諭(内陸から転入)
- ・58歳女 事務課(本校で退職予定)
- ・32歳女 教諭(震災で自宅流失)

○ ねらい 所属教職員の防災意識を高め、学校の防災力の向上を図る。
 ○ 時間 30分
 ○ 伝達方法 自由

防災主任研修会（地域別研修会）
 対象：防災主任全員 ※安全担当主幹教諭（78名）が運営。
 内容：令和元年度に各地区で行った実践内容

- ・大河原「近年の水害とその備え」
- ・仙台A「地域と連携し、今後の防災教育に求められること」
- ・仙台B「みやぎの防災教育～これまでとこれから～」
- ・仙台C「防災教育こそ地元学
 ～土地に根ざした学びの魅力と波及効果～」
- ・北部「地図を活かした防災・減災、地域連携に向けて」
- ・東部「虹の架け橋」
- ・気仙沼「子供たちが主体的に取り組む防災教育プログラムの提案『逃げ地図』の活用」

7 学校の防災力を高める ②
職員の防災意識を高める

第1回防災研修に向けて 2019.4

ツールBOX

- 防災教育副読本
- 関係書籍
- 動画・静止画(職員・地域保有)

伝えるBOX

- 学校防災マニュアルの読みせ
- 震災からの復興について
- 震災時の対応について
- 学校の災害の歴史について
- 防災意識低下(風化)について
- 震災の体験者について
- 最新の防災情報
- 地域防災の現状について
- 震災時の児童生徒について
- HUG(避難所運営ゲーム)
- QRコード
- その他

○ 図書館アーカイブ

○ 東北大災害研

○ 宮教大

○ 消防庁/気象庁

○ 防災科学技術研究所

○ 国土交通省

○ 震災遺構

○ 語り部

○ 地域人材(地域の歴史)

3 学校防災に係るみやぎの取組 ④
防災主任の主な役割

みやぎ学校安全基本指針P29

【校内】	【校外】
<ul style="list-style-type: none"> ・防災教育計画の立案・実践 ・防災訓練等の企画・実施 ・校内研修の企画 ・防災マニュアルの作成・見直し ・災害応急対応(中心) ・避難所運営への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災担当部局との連絡調整 ・地域合同訓練、避難所運営訓練の実施等 ・学校間との情報交換、実践交流 ・地域関係機関(町内会、企業、施設等)との連絡調整・連携推進

防災教育等研修事業（1,268千円）

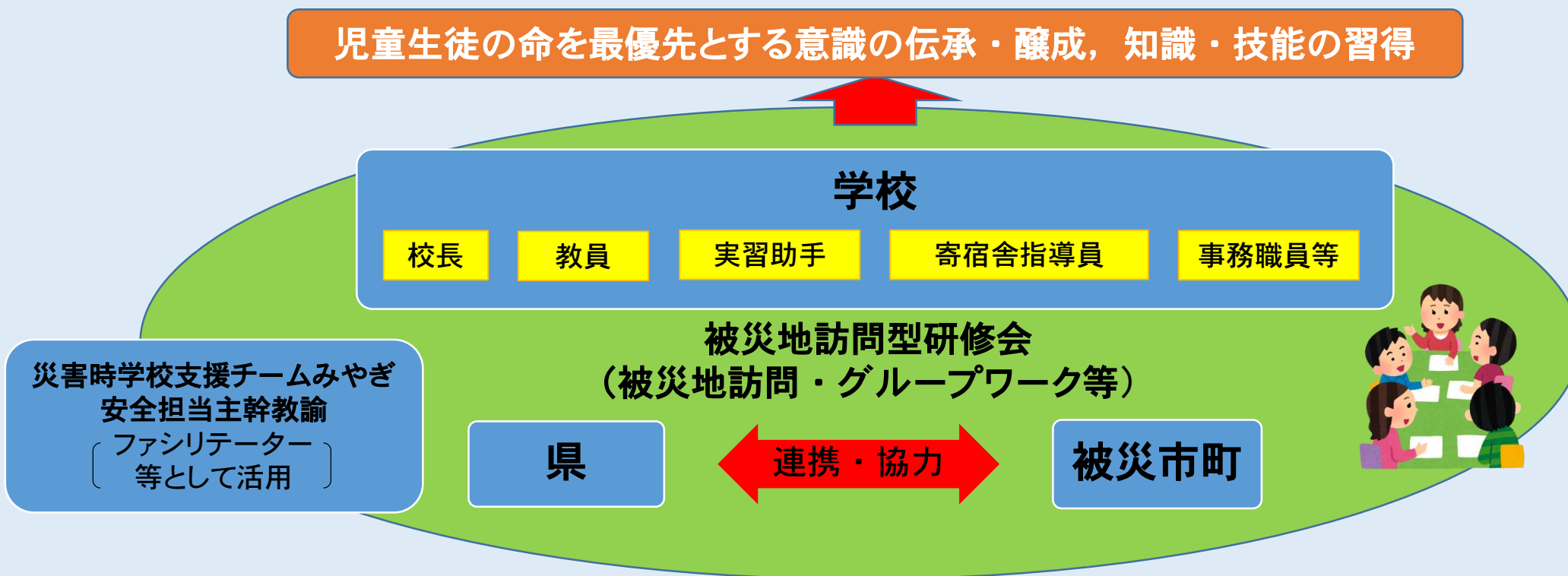
（1） 防災教育等推進者研修事業（968千円）

- ・ 防災主任研修会の実施（対象：公立小・中学校及び県立学校の防災主任新任者及び経験者）
- ・ 安全担当主幹教諭研修会の実施（対象：公立小・中学校安全担当主幹教諭）

（2） 被災地訪問型研修事業（300千円）【新規事業】

- ・ 被災地訪問型研修会の実施（対象：新任校長） → 大川小学校等の被災地訪問，講義，グループワーク等
- ※ 令和3年度以降は，対象を全ての新規採用者に拡充予定

（被災地訪問型研修事業のイメージ）

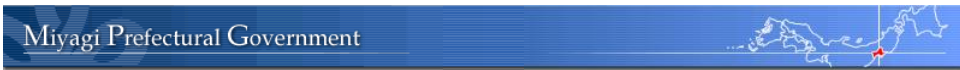


地域防災力の向上に係る 取組について

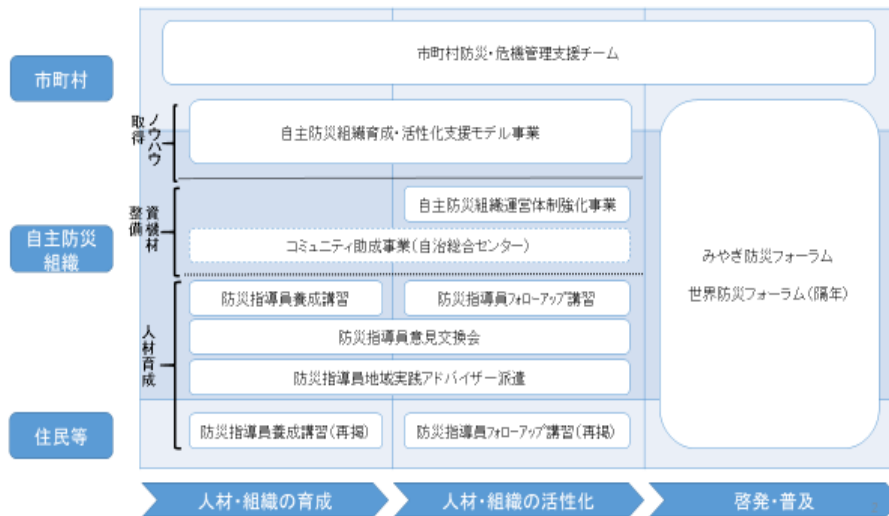
総務部 危機対策課

令和2年5月25日

1



現在の地域防災力向上に係る事業体系について



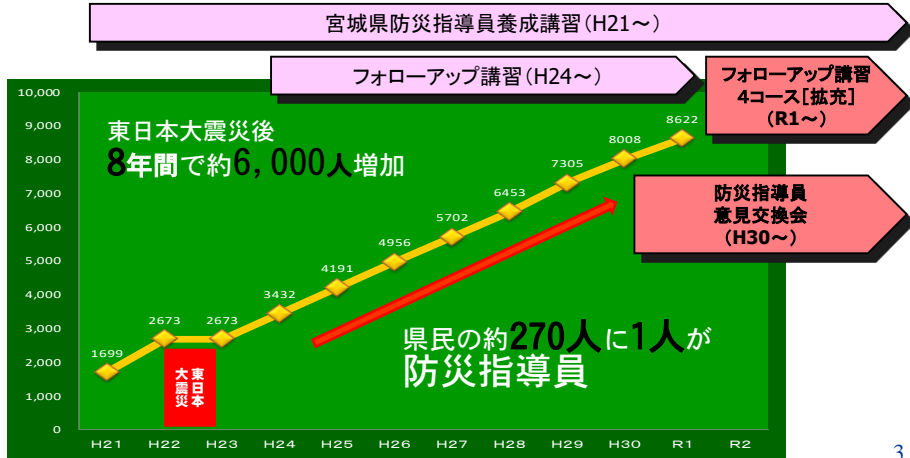
2



宮城県防災指導員養成事業



○大規模災害に備え、「自助・共助による市民レベルの防災体制の強化」のため、地域の自主防災組織で中心的な役割を担う防災リーダー「宮城県防災指導員」を、市町村と連携して養成し、知事が認定する。【宮城県震災対策推進条例】



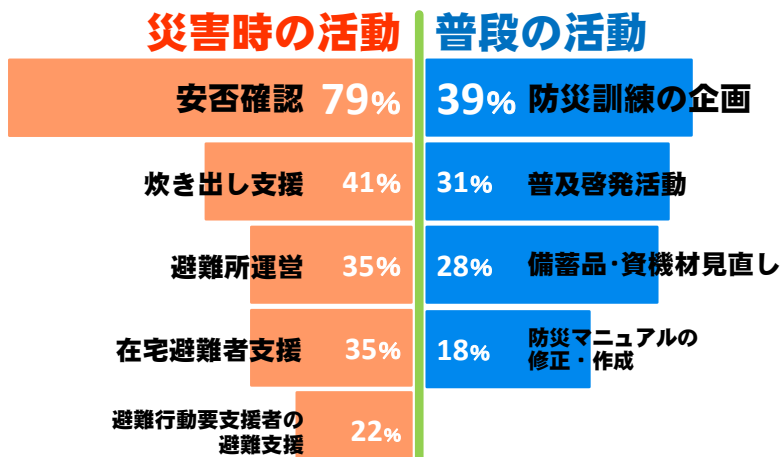
3

Miyagi Prefectural Government

宮城県防災指導員養成事業



○防災指導員の活動状況



出展 「平成27年度宮城県防災指導員活動実態調査」の「震災時の活動について」

出展 「平成29年度防災指導員フォローアップ講習アンケート調査」の「防災指導員認定後に取り組んだ活動について」

4

Miyagi Prefectural Government

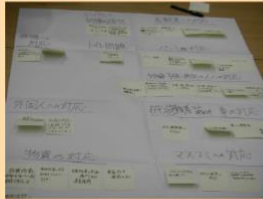
地域実践アドバイザー派遣事業



防災指導員の育成支援に関し、これまで「養成講習」と「フォローアップ講習」を実施してきたが、「現場でどのように活動していいかわからない」「活動するためのアドバイスがほしい」等、実践力を身につけたいという声が寄せられていた。

以上を踏まえ、防災指導員が地域で活動するに当たり、アドバイザー（防災士）を派遣し、自立して活動するための助言等を行う事業を実施。

アドバイスの例



防災計画の策定



防災マップ作成



防災まちあるき

5

Miyagi Prefectural Government



自主防災組織育成・活性化モデル事業



○モデル事業の概要

①東北大学からアドバイザーを派遣し、自主防災組織の育成・活性化を支援
→各地区で現場の声を聞きながら、活動を一緒に考え、実践的研究を通じて、ノウハウ等を積み重ね、普及展開を目指す。

→毎年度6地区選定、各地区2年間継続してじっくり支援

現在、県内6地区で実施中

【気仙沼、登米、栗原、蔵王、七ヶ宿、丸森】

②自主防災組織の組織化・活性化に関する相談窓口設置(東北大学)

→自主防災組織に関する相談を幅広く受け付け、回答

開設時間 月水金(13:00-17:00)

TEL&FAX 022-752-2105

jisyubou-soudan@irides.tohoku.ac.jp

○モデル事業の様子

～防災ワークショップ・勉強会～(丸森)



6

Miyagi Prefectural Government



自主防災組織育成・活性化モデル事業



○モデル事業・相談窓口から、
自主防災組織・地区の防災に関して様々なノウハウの蓄積

◆多様な地域特性、コミュニティのかたち

- 山間部、平野部、沿岸部、土砂災害、水害、地震、津波、火災、火山など
- 町内会・自治会、マンション、災害公営住宅など

◆多様な活動内容、取り組み方法

- 防災訓練、避難訓練、防災マップ作成、地区の防災計画、避難計画、避難行動要支援者の支援体制づくり、避難所運営体制づくり、防災ゲームなど

◆地域のニーズ、課題、悩み

- 学校や事業所等さまざまな関係者・団体と連携したい、高齢者の見守り、若い世代の参加、住民の関心、自助の推進など

【今後】

自主防災組織の取り組みの強化・拡大(横展開)や、宮城県防災指導員の育成・フォローアップ等に活かしていきたい。

7

Miyagi Prefectural Government

自主防災組織育成・活性化モデル事業



【地元町内会や学校との連携事例】
仙台市 グリーンキャピタル長町II(育成支援)

■地区の概要

世帯数	167世帯
備える災害	主に地震
モデル事業前の主な防災活動	管理組合としてコミュニティ形成のためのイベント開催、防災訓練、防災備蓄の整備 等
課題もしくは取り組みたいこと	・マンション居住者のコミュニティ形成・防災意識の向上 ・自主防災組織の結成 ・社の都防災力向上マンションの認定 ・地元町内会や長町小学校(指定避難所)との連携 等

■モデル事業期間の活動概要(予定を含む)

2017年度	2018年度
<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の結成 防災マニュアルの全戸配布 社の都防災力向上マンションの認定 防災訓練/防災講話の開催 	<ul style="list-style-type: none"> マンション居住者(特に子どもと保護者)向け防災イベントの開催 長町小学校の防災訓練への参加 仙台市地域防災リーダー(SBL)養成講習の受講 地元町内会との連携/協議

8

Miyagi Prefectural Government

自主防災組織育成・活性化モデル事業



長町小・地域防災合同訓練



9

Miyagi Prefectural Government



自主防災組織運営体制強化事業



○助成を受けた自主防災組織の活動の様子
～繰り返し検証したマンション避難訓練～

岩沼市：鵜ヶ崎親好会



地域特性

住民の7割が、高層マンションに居住している地域
→災害時、エレベーターが止まると、高層階の負傷者や高齢者等の避難が困難。

【課題】自力歩行が困難な方が避難するためにはどうしたらよいか？

ステップ1

布担架を購入して訓練実施



＜検証結果＞

マンションの狭い階段を下りることは難しい

ステップ2

消防署から非常用階段避難車を借りて役員で実験



＜検証結果＞

布担架より使いやすい。一人でも運べる。

ステップ3

補助金を活用して非常用階段避難車を購入し、防災訓練で実際に住民同士で使用

ポイント

- ・災害時の高層マンション特有の課題を抽出。
- ・防災訓練等で実際に検証し課題を解決していく。
- ・話し合いと検証を繰り返し、試行錯誤しながら取り組む。うまくいった取組は訓練に取り入れ住民に周知。

10

Miyagi Prefectural Government



みやぎ防災フォーラム

○みやぎ防災フォーラム2018in亶理 ～つなげる・つながる防災の輪～

- ◆基調講演
地域コミュニティから始める防災【も】まちづくり
- ◆パネルディスカッション
 - 県内の自主防災組織の取組
 - モデル事業の取組
 - 防災指導員の取組 など

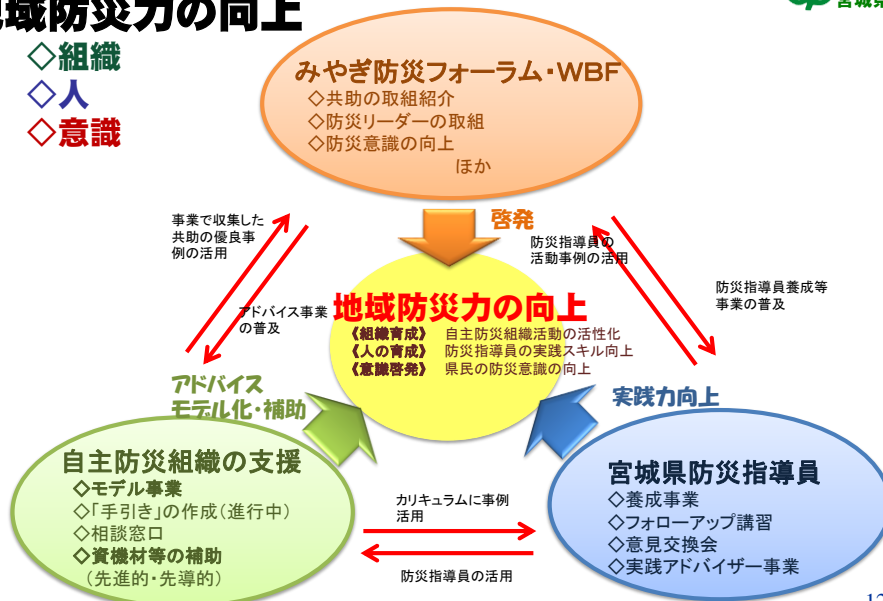


- 地域における防災に関する具体的な取り組み事例や知見を広く共有
- 自主防災組織、防災リーダー、県民等を対象として防災意識の向上を図る

↓
地域防災力の強化 ・ 災害による被害軽減

地域防災力の向上

- ◇組織
- ◇人
- ◇意識



災害に係る裁判例を踏まえた「学校防災」に活かすべき視点・教訓

	視点・教訓	学校防災マニュアル作成のポイント（P127～P129）等「みやぎ学校安全基本指針（H24.10 県教委）より」
教訓 1	災害時にも安全配慮義務がある。	
教訓 2	防災訓練については現実に被災したことをイメージして取り組むべきである。	作成のポイント 6 「実践的な防災訓練の実施方法を規定する」【関連（指針 P20）これまでの避難訓練の見直し（津波等あらゆる災害を想定し、授業時間以外も含めた避難訓練の実施）】
教訓 3	安全配慮義務の具体的内容として、職員の生命及び身体等を地震災害の危険から保護するために必要な行動指針を策定すべき義務がある。	指針 P78 「教職員の役割分担と責任を明確化し、管理職不在時の責任者も予め決めておく」「日常、発生時、発生後の三段階の危機管理に対応した校内研修を行う」【関連（指針 P20）防災に対する日頃の教職員の共通理解・共通実践（子供たちを守る命を守る積極的な話し合いと役割分担等の確認）】
教訓 4	避難訓練の際には、実際に避難場所に避難する訓練を行うのが確実かつ最善の方法である。	作成のポイント 2 「わかりやすく簡潔な表現にする」（避難経路や二次避難の場所等について図面・地図を作成するなど理解しやすい表現に。） 作成のポイント 3 「複数の手段・方法について規定する」（第二、第三の方法・手段について規定し、リスク低減に努めることが重要）【関連（指針 P21）二次災害に対応した、避難場所（二次・三次）の設定・避難経路の確認】
教訓 5	防災マニュアルは作っただけでなく、それを従業員に周知し、同マニュアルに基づき訓練を行っておく必要がある。	作成のポイント 6 （再掲）及び 指針 P78 （再掲）
教訓 6	地域防災計画やハザードマップ等を確認し、災害発生の危険性について事前に確認することは現場責任者の予見可能性という観点からも必須である。	作成のポイント 4 「適切な想定・調査をもとに作成する」（学校を取り巻く環境を出来る限り調査・分析の上被害を想定し、その結果をマニュアルに適切に反映させることが重要である。）
教訓 7	法令上要求されている管理を確実に遂行していたことをとらえて「瑕疵がない」とされていることから、最低限の法令遵守の必要性は強調しておくべきである。	
教訓 8	建物等の所有者は、利用者への危害防止のため、建物に関する一定の技術上の知識を有しておくことが有益。裁判になること自体を避けるべきである。	
教訓 9	現場の責任者は、被災した現場において適切に判断できるだけの準備をすることが求められる。	作成のポイント 8 「複数の手段による情報収集の方法及び情報収集を行う担当者を明確に規定する」（情報収集を行う担当者を明確に定めるとともに、停電等の発生をも見越し、複数の手段を用いた情報収集について、規定することが重要である。）
教訓 10	現場での業務終了、避難対応開始を決定できる権限を現場に委譲しておくこと。	指針 P78 （再掲）
教訓 11	スマートフォンが広く普及し、停電していてもテレビやラジオを通して情報を得ることは可能であることから、「停電していたので情報が得られなかった」は弁解として通用しない。また、停電しても利用できる情報ツールを用意しておくべきである。	作成のポイント 8 （再掲）
教訓 12	災害についての予見可能性は、災害当時の科学的な知見に基づき判断される。平時においても被災時に備えた災害予測に関する最新の科学的知見、情報を収集しておくことが重要。	作成のポイント 4 （再掲）
教訓 13	耐震補強等の災害対策が実施される前に災害が発生してしまった場合であっても、当時の知見や基準の内容を十分に考慮しながら防災計画を進めていることが安全配慮義務を尽くしているかどうかの結論を左右する。	作成のポイント 4 （再掲）
教訓 14	被災後の二次災害防止のために、被災状況を復旧できない場合では、当該施設の利用を禁止する、あるいは危険性を看板等で明示することは不可欠である。	作成のポイント 10 「学校再開に向けた取組を規定すること」【参考：「学校防災マニュアル作成ガイド」（H24.10 県教委）P16 危険箇所があった場合は、立ち入り禁止措置を行う】
教訓 15	実際に体感した災害の大きさに応じて適切に情報収集すべきである。	
教訓 16	たとえ災害発生前において安全配慮義務を尽くしていたとしても、災害発生後に現場責任者が適切な指示をしなければ、安全配慮義務違反となり得る。現場の責任者は、情報収集と必要な指示を行えるよう、訓練等の実施が必要である。	作成のポイント 6 （再掲）及び 作成のポイント 8 （再掲）
教訓 17	従業員、契約当事者において自らの生命・身体の安全を危惧し、業務よりもそれらを優先させて避難することは法的にも保護される利益であり、業務を放棄して避難したことを事業者が責めることはできない。	
教訓 18	責任者による避難に関する勤務時間中の適切な指示は、業務命令・指示であり、職員は労働契約上、合理的な理由がなければかかる指示に従うものとして避難訓練の際にも確認する。	作成のポイント 6 （再掲）及び 指針 P78 （再掲）
教訓 19	津波の襲来が迫り、到達時間も確定し得ない状況において、襲来する津波の高さや到達時間等に関する専門家による合理的な予想が存在する場合は、これを疑うに足りる情報が存在しない限り、これを前提として適切な対応をとれば足りる。	作成のポイント 4 （再掲）
教訓 19-2	命の被害をより確実に防止するためには、防災計画や津波警報において想定される高さを超える津波が襲来する可能性があることを銘記するとともに、想定外の津波の襲来にも備えて、地震発生後直ちにより安全な場所に避難するように尽力する必要がある。	作成のポイント 4 （再掲）
教訓 20	速やかな就業業務の解除と安全な避難場所への避難指示の過程で職員の安否確認が必要な場合には、当該安否確認も安全配慮義務として履行すべきことに含まれる場合があることに注意が必要である。	
教訓 21	指定避難場所の管理者は、いったん受け入れた避難者を指定避難場所外に移動させる場合には、事前に登録した引取責任者等への引渡しである場合等を除き、その移動が安全であるかを確認する義務がある。避難者が自宅に戻る場合などであっても、漫然と帰宅させてはならない。	作成のポイント 7 「緊急連絡カード、避難確認カード等の作成について規定する」（児童生徒等の安否確認・引渡しを円滑に行うには、学校と保護者において、そのルールや連絡方法について、共通認識をもつ。）【関連（指針 P22）保護者への引渡しが安全策とは限らない。子供たちや保護者の命を守る引渡し方法を保護者と事前に確認】
教訓 22	過去に経験したことのある気象現象については、不可抗力であるとの主張は容易ではない。「想定外」との主張は単なる言い訳でしかない。	

※岡本 正 著「災害復興法学Ⅱ」の安全配慮義務・工作物責任に関する裁判例から導いた教訓より引用

※参照した裁判例は裏面に記載

災害に係る裁判例を踏まえた「学校防災」に活かすべき視点・教訓に参照した裁判例 ※岡本 正 著「災害復興法学Ⅱ」から列挙

【東日本大震災関連】

- 1－1 日和幼稚園バス津波被災事件（第1審）【判決】仙台地裁（2013. 9. 17）
- 1－2 日和幼稚園バス津波被災事件（控訴審）【和解】仙台高裁（2014. 12. 3）
- 2 陸前高田市民津波被災事件【判決】盛岡地裁（2014. 2. 20）
- 3－1 七十七銀行女川支店津波被災事件（第1審）【判決】仙台地裁（2014. 2. 25）
- 3－2 七十七銀行女川支店津波被災事件（控訴審）【判決】仙台高裁（2015. 4. 22）
- 3－3 七十七銀行女川支店津波被災事件（上告審）最高裁（2016. 2. 17）
- 4－1 山元東保育所津波被災事件（第1審）【判決】仙台地裁（2014. 3. 24）
- 4－2 山元東保育所津波被災事件（控訴審）【判決】仙台高裁（2015. 3. 20）
- 5－1 常磐山元自動車学校津波被災事件（第1審）【判決】仙台地裁（2015. 1. 13）
- 5－2 常磐山元自動車学校津波被災事件（控訴審）【和解】仙台高裁（2016. 5. 25）
- 5－3 常磐山元自動車学校津波被災事件（控訴審）【和解】仙台高裁（2016. 7. 12）
- 6－1 新岩手農業協同組合津波被災事件【判決】盛岡地裁（2015. 2. 20）
- 6－2 新岩手農業協同組合津波被災事件（控訴審）【判決】仙台高裁（2016. 2. 26）
- 6－3 新岩手農業協同組合津波被災事件（上告審）最高裁（2016. 7. 13）
- 7－1 野蒜小学校津波被災事件（第1審）【判決】仙台地裁（2016. 3. 24）
- 7－2 野蒜小学校津波被災事件（控訴審）【判決】仙台高裁（2017. 4. 27）
- 7－3 野蒜小学校津波被災事件（上告審）最高裁（2018. 5. 30）
- 8－1 大川小学校津波被災事件（第1審）【判決】仙台地裁（2016. 10. 26）
- 8－2 大川小学校津波被災事件（控訴審）【判決】仙台高裁（2018. 4. 26）
- 9－1 釜石市鶴住居地区防災センター津波被災事件【判決】盛岡地裁（2017. 4. 21）
- 9－2 釜石市鶴住居地区防災センター津波被災事件（控訴審）【和解】仙台高裁（2018. 7）

【東日本大震災関連以外】

- 1－1 函館バス海中転落被災事件（第1審）【判決】函館地裁（1970. 3. 27）
- 1－2 函館バス海中転落被災事件（控訴審）【判決】札幌高裁（1972. 2. 18）
- 2 高知落石被災事件【判決】最高裁（1970. 8. 20）
- 3 強風落下事故被災事件（第1審）【判決】札幌地方裁判所室蘭支部（1973. 8. 18）
- 4－1 飛騨川バス土砂崩れ転落事故事件（第1審）【判決】名古屋地裁（1973. 3. 30）
- 4－2 飛騨川バス土砂崩れ転落事故事件（控訴審）【判決】名古屋高裁（1974. 11. 20）
- 5－1 土別建物落雪被災事件（第1審）【判決】旭川地裁（1975. 5. 15）
- 5－2 土別建物落雪被災事件（控訴審）【判決】札幌高裁（1976. 8. 23）
- 6 国道凍結事故事件【判決】山形地裁（1976. 7. 19）
- 7 宮城県沖地震ブロック塀倒壊被災事件【判決】仙台地裁（1981. 5. 8）
- 8 大蔵村山崩れ被災事件（第1審）【判決】山形地裁（1988. 12. 26）
- 9 岩木山土石流被災事件【判決】青森地裁弘前支部・仙台高裁秋田支部（1989. 5. 25）
- 10－1 浅間山リフト擁壁崩落被災事件【判決】静岡地裁（1990. 2. 9）
- 10－2 浅間山リフト擁壁崩落被災事件（第2次控訴）【判決】静岡地裁（1992. 3. 24）
- 11 錆木橋落橋事故事件（第1審）【判決】前橋地裁（1994. 3. 25）
- 12 自動車等土砂崩れ被災事件【判決】東京地裁（1996. 9. 27）
- 13 取材タクシー雲仙火砕流被災事件【判決】福岡地裁（1997. 4. 25）
- 14 増築ホテル崩落倒壊被災事件【判決】神戸地裁（1998. 6. 16）
- 15 賃貸マンション倒壊被災事件【判決】神戸地裁（1999. 9. 20）
- 16 兵庫県南部地震阪神高速道路橋脚倒壊被災事件【判決】神戸地裁尼崎支部（2003. 1. 28）
- 17 国道土石流被災事件【判決】横浜地裁小田原支部（2003. 4. 17）
- 18－1 大阪府高槻市サッカー大会落雷被災事件【判決】最高裁（2006. 3. 13）
- 18－2 大阪府高槻市サッカー大会落雷被災事件（差戻後控訴審）【判決】高松高裁（2008. 9. 17）
- 19 災害復旧現場土砂崩落被災事件【判決】長野地裁松本支部（2006. 5. 10）
- 20－1 北海道豪雪立往生被災事件（第1審）【判決】札幌地裁（2014. 3. 27）
- 20－2 北海道豪雪立往生被災事件（控訴審）【判決】札幌高裁（2015. 7. 7）
- 20－3 北海道豪雪立往生被災事件【判決】最高裁（2016. 3. 16）
- 21 突風テント飛散被災事件【判決】名古屋地裁（2015. 2. 19）
- 22 鉄砲水被災事件（業務上過失致死傷被告事件）【判決】松山地裁（2016. 5. 30）

学校防災上の論点及び課題の整理

	石巻市立大川小学校国家賠償等請求事件に係る確定控訴審判決における学校防災上の指摘	文部科学省通知「自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について（依頼）」（抄）	第1回会議における各委員からの主な意見	現状の課題等
教職員の災害対応力	<p>1 学校が安全確保義務を遺漏なく履行するために必要とされる知識及び経験は、地域住民が有している平均的な知識及び経験よりも、はるかに高いレベルのものでなければならない。</p>	<p>1 県・市町村教育委員会においては、教職員の職務内容に応じた研修を実施し、特に、管理職における平常時及び緊急時のそれぞれに求められる資質・能力の向上を図る。</p>	<p>1 「あなたの学校で本当にそれで子供たちの命を守れますか」と問い返すスタイルの研修を設定していく。 2 マニュアル整備の仕組みづくりだけでなく、運用する教職員の意識を高めていく。 3 災害対応力をもった人間の育成と仕組みの構築を、これまでの防災をベースにしながらバージョンアップしていく。 4 判断する立場の、もしくは判断せざるを得ない状況に直面した人間が、的確に判断する力を身につけていけないといけない。</p>	<p>●停電を想定した訓練が39.0%の実施に留まっている。 ●研修会の受講者が、各学校での伝達講習を行い、教職員のスキル向上や安全体制の構築に生かすことが大切であることから、今後も働きかけを行う必要がある。 ●震災から9年が経過して、震災を経験した教職員が退職するなど、震災の教訓が風化していく懸念がある。 ●教職員の人事異動や若い世代の教職員の増加により、学校での継続した安全管理が求められる。</p>
地域の災害特性を考慮した防災マニュアル等の整備	<p>1 学校が津波によって被災する可能性があるかどうかを検討するに際しては、津波浸水域予測を概略の想定結果と捉えた上で、実際の立地条件に照らして、より詳細に検討すべき。 2 学校は、独自の立場から津波ハザードマップ及び地域防災計画についての信頼性等について検討すべき。 3 学校は、危機管理マニュアルに、児童を安全に避難させるのに適した避難場所を定め、かつ避難経路及び避難方法を記載すべき。 4 教育委員会は学校に対し、学校の実情に応じて、危機等発生時に教職員が取るべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危機管理マニュアルの作成を指導し、地域の実情や在校児童の実態を踏まえた内容となっているかを確認し、不備がある時には、その是正を指示・指導すべき。</p>	<p>1 学校安全計画については、年間を通じた取組で得られた成果・課題を踏まえて定期的に見直しを行う。 2 水防法等で規定された要配慮者利用施設に該当する学校は、危機管理マニュアルに必要関係事項を記載する。 3 危機管理マニュアルについて、防災訓練等の反省・課題や地域住民、関係機関の専門家等の助言等を踏まえ適宜見直す。 4 学校設置者は、設置する学校の学校安全計画、危機管理マニュアルの内容を定期的に点検し、必要に応じて指導・助言をする。 5 学校設置者は、設置する学校の校長から申出があった場合に、その内容を確認し、必要な措置を講じる。 6 学校設置者は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に所在するか確認し、当該学校に水防法等に基づく避難確保計画作成を指導・助言する。</p>	<p>1 マニュアルが使えないような状況が出てくるかもしれないことを想定しておく。想定外も起こりうる覚悟をもち、地域ならではの独自性を徹底的に把握しておく。 2 災害発生後、残された職員がいかに情報を収集し、しかるべき担当者や判断権者に伝え共有できるか、仮にトップがいなかったり、担当者がいなかったりする場合の判断権限は誰なのか、権限の移譲がしっかり行われている視点が整備されたマニュアルでなければならない。 3 地域性を大切にしながら具体的な安全計画を作ったり、取り組んだりすることが求められる。 4 裁判例から読み取れた視点もみやぎ学校安全基本指針に加える。</p>	<p>●管理職が不在時の指揮系統は、ほぼ整備されている一方、訓練でマニュアルの実効性を検証する必要がある。 ●風水害に備えたマニュアル等が一部の学校で整備されていない。 ●防災マニュアルの確認や点検を地域の行政区長と行っている学校が16.4%と低い。関係機関の専門家として消防が34.2%となっている。市町村防災部局との関わりが少ない。 ●専門家の協力を得るなど地域の災害特性を知るための研修を行っていく必要がある。</p>
地域と連携した学校防災体制の整備		<p>1 家庭や地域が連携した防災教育を実施することも重要。 2 学校は、学校安全計画や危機管理マニュアルの作成・見直しを行う場合に、家庭や地域住民、関係機関等に意見・助言を聴取することや計画やマニュアルに基づき協力体制を整備する。</p>	<p>1 学校教育の中で、一人一人の防災の力にどのようにつなげていくのか。学校だけでなく、家庭や地域も意識・判断力・行動力を高めていくことが求められる。 2 一人だと判断が狂ってしまうところを地域力で乗り越えられる。地域のまとまり、逃げている集団のまとまりなど、普段からの信頼づくりが大切である。 3 生涯学習の視点から、防災教育について、子供だけでなく、市民等が、これまでの災害の教訓や経験を学べる拠点づくり、ネットワーク化を進めていく。 4 子供たちはどこで被災するかわからないので、子供たちの命を守るためには、地域と連携した防災活動がどうしても必要である。 5 大災害から命が守られた後、長い被災生活が続くが、どう乗り越えていくか、地域との連携、協力なくしてはなしえないことも想定した防災が必要である。</p>	<p>●地域住民との合同避難訓練や市町村総合防災訓練への参加がともに30%台にとどまっている。いずれかを実施している学校は47.8%である。（参考：平成30年度は46.6%） ●地域・各学校との連携や組織づくりの難しさを感じている教職員が多い。</p>